

研修内容報告書

会 派 名	公明党
参加議員	武者葉子 長嶋陽子
日 程	令和 7 年 2 月 10 日 午前・午後
研修テーマ	「適正な議員定数の算定手法を考える」
研修詳細【 2月10日午前】	
研修項目	1. 議員定数 2. 地方議会議員数の推移 3. 地方議会議員の概況 4. 地方自治法における議員定数規定の推移 5. 議員定数と議会事務局職員数 6. 住民の議員定数に対する意識 7. 議員定数と経費の関係(議会費) 8. 議員定数を改正する理由 9. 議員定数と議員報酬の関連性 10. 議員定数議論と民意等の反映手法 11. 議会の権能と議員定数の関係 12. 議員定数の算定方式
説明内容	① 意義—議会議員の総数をいう。最大数は、制限なし 最小数は、3人 ② 法的根拠—【地方自治法90・91条】都道府県・市町村の議会の定数は、条例で定める。 ③ 平成の大合併により大幅に減少した。 ④ 市議会議員選挙の投票率は昭和26年と比較して47.1%下落(令和 5 年は43.92%) ⑤ 議員定数規定は、平成 11 年に条例で決めることとなり、平成 23 年に全廃された。事務局職員数—人口10万未満—平均 6 人—東京都は議員数より多い。—政策立案の支援ができない。 ⑥ アンケート調査する自治体があるが、質問方法によっては難しい。 「市政にメスを入れているか」「閉会中の活動が見えない」など、広報活動をしないと何をやっているかわからない。と言われる。 ⑦ 議会費は、予算の0.5%—さほど影響はない。財政状況の改善にはつながらない。公共事業の点検をした方がよい。 ⑧ 明確な目的・効果を提示したうえで議論する必要がある。—議会がなすべき議会改革—政策作成能力の向上・議会自身の民主化・議会の閉鎖性の打破—4年ごと議論する必要はない。 ⑨ 別個独立の事象だが、同時に改正する形が多い ⑩ 公聴会・参考人の活用、専門的知見の活用、議会報告会・意見交換会・ア

	ンケート調査の活用 ⑪ 議事機関・立法機関・監視機関のどの機関の権能重視を主とするか。 ⑫ (1) 常任委員会数方式—本会議中心か委員会中心か 委員会における適正人数を考える上でのエビデンス 実証研究から導出できる委員数—5人又は6人 地方議会の役割を踏まえた委員数—5人又は6人を最小単位とする 議員定数=適正な1常任委員会委員数×適正な常任委員会数(+1議長分)平成23年法改正—市議会は7人 (2) 人口比例方式—議員1人として住民のどれだけの代表となることが 適当か (3) 小(中)学校区方式か行政区方式 (4) 議会費固定化方式 (5) 類似都市比較方式 (6) 面積人口方式
主な質疑応答	◇ 十分熟慮すべき—財政力指数が良ければ削減は叫ばれない。 専門家の意見を聴く機会を持ち、区長会・商工会・青年会議所の方々に一緒に参加してもらった方が良い。—情報を届ける ◇ 定数を減らす前提の議論はやめよう ◇ 軽々しく変える必要はない—そのくらい重要なこと ◇ 予算・決算常任委員会—ぜひやってほしい ◇ 関心のない市民が多い—SNS を使い発信をし市民に議会の役割を知ってもらう
市への提言 または要望	
研修詳細【 日目】	
研修項目	
説明内容	
主な質疑応答	
市への提言 または要望	

研修内容報告書

会 派 名	公明党
参加議員	武者葉子・長嶋陽子
日 程	令和 7 年 2 月 10 日(月) 14:00~17:00 (オンラインにて)
研修テーマ	適正な議員報酬の算定手法を考える
研修詳細【 1 日目】	
研修項目	適正な議員報酬の算定手法を考える
説明内容	1、議員報酬 (1)意義と性質について 議員報酬とは、議員に対する一定の役務に対する対価として与えられる反対給付をいう。なを、常勤の職員に対するものは給付で、非常勤の職員に対するものは報酬であり、議員報酬は報酬に近いものである。原則的に、議員が職務を執行することに支給せられるべきもので、職務を執行しない場合には支給すべき性質のものでない。 (2)議員報酬の法的根拠について 【地方自治法 203 条】と【地方自治法 204 条の 2】に定められている。 (3)議員に対し支給が可能なものについて 議員報酬【地方自治法 203 条 1 項】 期末手当【地方自治法 203 条 3 項】 費用弁償【地方自治法 203 条 2 項】 政務活動費【地方自治法 100 条 14 項】 ⇒普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。 (4)常勤職員に対する給料等の規定について 【地方自治法 204 条】と【地方自治法 205 条】 (5)常勤の職員に対し条例で規定すれば支給することができる手当について 【地方自治法 204 条 2 項・26 項目・制限列举】 (6)給料・手当・給与について 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。 2、特別職の報酬等についての通知について 3、議員報酬の改正状況について 4、各国の議会制度について 5、議員報酬に対する方向性について ⇒無給とすべきか、生活給とするべきか。議員の分身をどのように考えるべきか。 議会の限界をどのように考えるべきか。 6、議員報酬の現状について 7、地方議会の現状について 8、住民による報酬アンケート結果について 9、議員報酬への多様な取り組みについて ①小値賀町議会は、地方創生の中心は働き盛りの若手や女性であることから、議会においても今こそ若手議員や女性議員が必要であるとの考えに達し、地方創

生推進のために、議会の門戸を開くための特例として 50 歳以下の議員の報酬を、月額 30 万円とする条例を H27、4 月に可決した。

②中川村議会は、月額 175,000 円の議員報酬に年代に応じた生計費を保障した加算に関する条例案を R4、3 月に可決した。また、議員報酬の加算だけでなく、委員長による役職加算にも年代による加算を適用している。

③生坂村議会は、R2、12 月に月額 180,000 円の議員報酬に当選時に満 55 歳以下の議員報酬を 300,000 円とする議員報酬改正条例案を可決した。若者が議員としての生活の基盤を持ちながら村政に参画できる環境づくりのため。

10、議員報酬の減額について

11、議員報酬と財政支援について

12、議員報酬以外の支給経費について

○政務活動費の効用は、一般的に議会が有する政策立案機能及び監視機能に反映されることが想定され、議員報酬に比べて議会・議員活動の充実強化につながる可能性が極めて高い。また、政務活動費を増額することは一般的に住民からの批判を議員報酬ほど受けない可能性が高いといえる。

13、正副委員長への加算について

14、議員報酬を考えるにあたっての考慮点について

①住民の選挙によってえられた地方公共団体の特別職である。

②一般職の事務職員と異なり任期は 4 年しか保障されていないこと。

③年金が存在しないこと。

④退職金がないこと。

⑤議員は対外的に職業として認識されていないこと。

○長野県飯綱町議会は、開かれた議会とするためにも議会活動へ町民参加を広げるとともに、議員定数を削減(18 人→15 人)する中で町民の知恵も借りて政策づくりを協働ですすめることを目的に「政策サポーター制度」を H22 年から実施。

○熊本県五木村議会の議員報酬は月額 213,000 円の 8 割に当たる 170,000 円を毎月支給し、残り 2 割を成果報酬の原資とするとして H22 年 4 月施行した。

15、議員報酬算定の基準方式について

①執行部職員給与基準方式

⇒地方公共団体における一般職最高給を勘案して議員報酬を考慮する。また、特別職給与を勘案して議員報酬を考慮する。そして、議員定数と同数の執行部職員の給与を考慮する。

②長給与基準方式

⇒長の給与を基準とする妥当性はあるのか。長の職務執行日数と議員の職務執行日数の対比から議員報酬を算定。議員の職務執行日数をどう算定するのか。

③国会議員歳費比較方式

⇒住民の直接選挙で選ばれた議員という立場では国会議員も地方議員も同等。国会における会期、本会議日数、一委員会当たりの活動日数の対比により算定。正規の議会活動以外の議員活動をどう考えるか。

④日当算出方式

⇒長、副市長、局(部又は課)長、議員等の日当を算出し、議員の職務執行日数を

	勘案して算出。議員の職務執行日数をどう算定するかが鍵である。 ⑤行政貢献度算定方式 ⇒議員報酬の性格上、議会活動、議員活動に反映した金額を考える必要があることから、例えば現状の議員報酬又は類似団体の平均議員報酬を基礎としたうえで、議員活動及び議員活動の対する評価を第三者機関に行わせる。 ⑥類似団体比較方式 ⇒人口規模の類似する都市と比較することや人口と産業構造の類似する都市と比較する。 ⑦議会費固定化方式 ⇒議会費を一定の割合とする(絶対額か割合か)。新たな議会費の負担を住民に負担させるかどうか。議会費一定の中で議員定数と議員報酬を関連付ける。 例えば、 久喜市議会では、H22年に議員定数25人に対し、住民の直接請求で18人とする条例改正案が提案された。久喜市議会では18人の直接請求の条例改正案を否決し、議員提案の22名とする議員定数改正案を可決。その際に議員報酬を36万円から41万円にする条例改正案をあわせて可決した。 深谷市議会では、H26年に議員定数26人を24人とする改正条例案を可決しその際に議員報酬を382,850円から403,000円にする条例改正案をあわせて可決した。
主な質疑応答	特になし
感想など	議員報酬について、初めて受講いたしました。基礎的なことから、他市の事例など貴重な勉強となりました。今後において、参考にしていきたいと思いました。